



日本貿易振興機構(ジェトロ)

アルジェリアの主要輸入規制

WTO 非加盟のアフリカ最大級の消費市場

2024 年 8 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

【免責条項】

本レポートはアルジェリア商法に詳しい [Loucif + Co 弁護士事務所](#) の監修の下、2024年5月15日時点で収集した官報、報道、ヒアリング内容など、各種出所元から得た情報に基づき情報提供を目的に作成したものです。作成にあたり、できる限り正確に記載するよう努めておりますが、その正確性を保証するものではありません。参考情報とされる場合には、現地の輸入事業者およびアルジェリア税関当局などに確認いただくことをお勧めします。万一不利益を被る事態が発生しましたも、ジェトロおよび執筆者は責任を負いませんのでご了承ください。

〈目次〉

はじめに	1
アルジェリアの経済	2
輸入規制や税制の紹介	5
1.関税（DD、droits de douane）	5
2.一部の輸入完成品に対する高関税率を課す「一時的追徴課税」（DAPS）	6
3.源泉徴収税（PRCT）	6
4.連帶貢献税（TCS）	6
5.決済関連義務付け	7
6.為替手形決済	7
輸入品、輸入取引を対象とした規制の紹介	8
1.自由販売証明（Free Sales Certificate）の提出	8
2.輸入事業者を対象とした追加資料の提出の義務付け	9
3.自動車など、特定分野を対象とした特定輸入規制	10
4.インコタームズおよび運送	10
5.アラビア語表記	11
6.バーコード	11
7.その他の規制	11

はじめに

北アフリカに位置するアルジェリアは 2022 年アフリカで 4 番目の GDP を記録し、アフリカ最大の消費市場の 1 つである。一方で、国内の製造業や農業部門の成長は十分でなく、食料品などを輸入に依存しており、アフリカ第 5 位の輸入国となっている。そんなアルジェリアは WTO 非加盟（加盟作業中）であるため、各種輸入規制を自由に設定することができる。近年、国内産業保護や貿易赤字解消を目的に高関税率や諸税の適用により関税障壁に相当する貿易保護措置を導入し、併せて許可取得や書類提出を義務付け、非関税障壁を作り上げた。本レポートではアルジェリアの経済状況を説明したのち、主な輸入規制や税制を紹介する。

2024 年 8 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

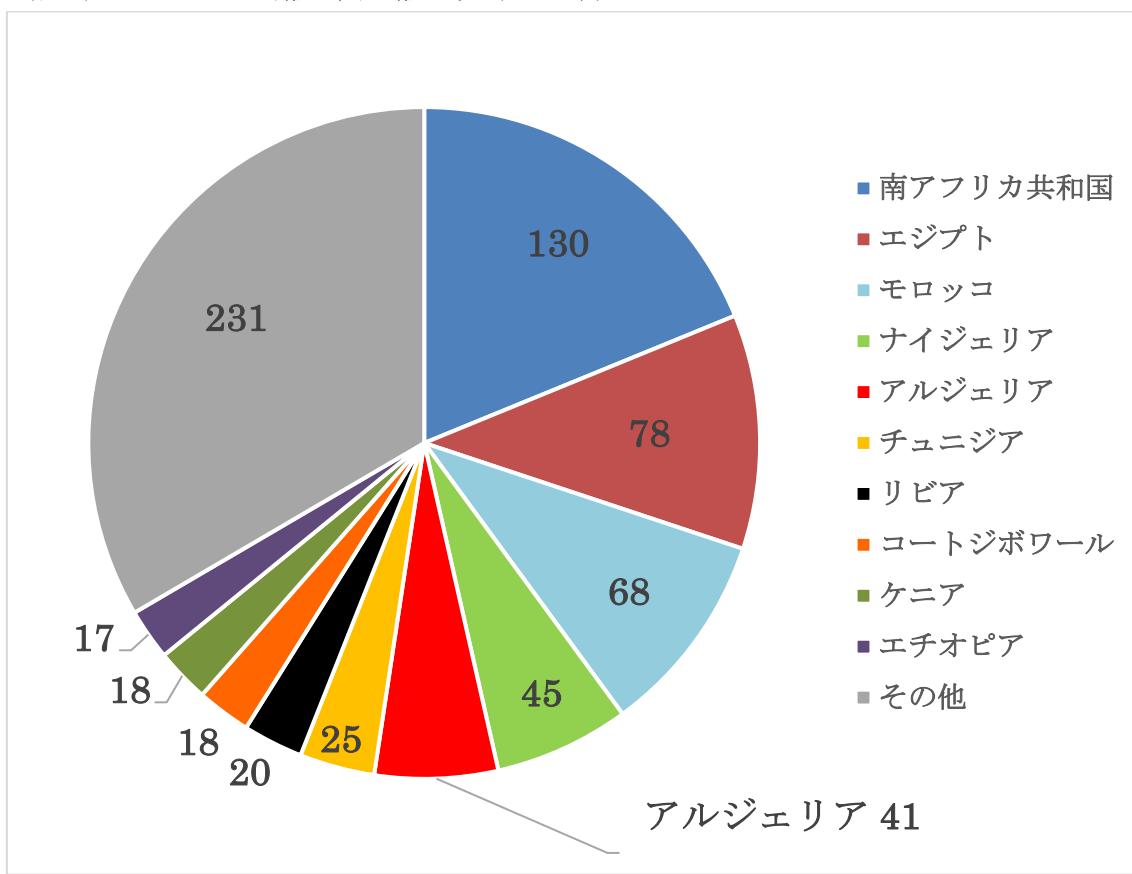
パリ事務所

アルジェリアの経済

アルジェリアの人口は4,490万人で、年間約75万人のペースで増加している。2022年のGDPは1,949億ドルで、エジプト、ナイジェリア、南アフリカ共和国に次ぐアフリカ第4位である。1人当たりGDPは4,342ドルと一定の購買力があり、アフリカ最大の消費市場の1つである。

アルジェリア経済の中心は、原油と天然ガスなどの炭化水素部門である。2021年には、原油の生産量は世界第16位、天然ガスの生産量は世界第10位だった。同資源による収入は、輸出総額の93%（2022年）、GDPの19%（2022年）を占めている。一方、国内製造業および農業部門が十分に育成されていないため、同国は小麦など食料品をはじめ、輸入に大きく依存している（[2022年5月9日地域・分析レポート参照](#)）。国連貿易開発会議（UNCTAD）の発表によると、2023年のアフリカ全体の物品輸入額は6,910億ドルに達したが、アルジェリアは418億ドルでアフリカ第5位の輸入国となっている。

（表1）アフリカ主要輸入国の輸入額（2023年）



出所：UNCTADデータからジェトロ作成

（注）10億ドル、サービスを除く。

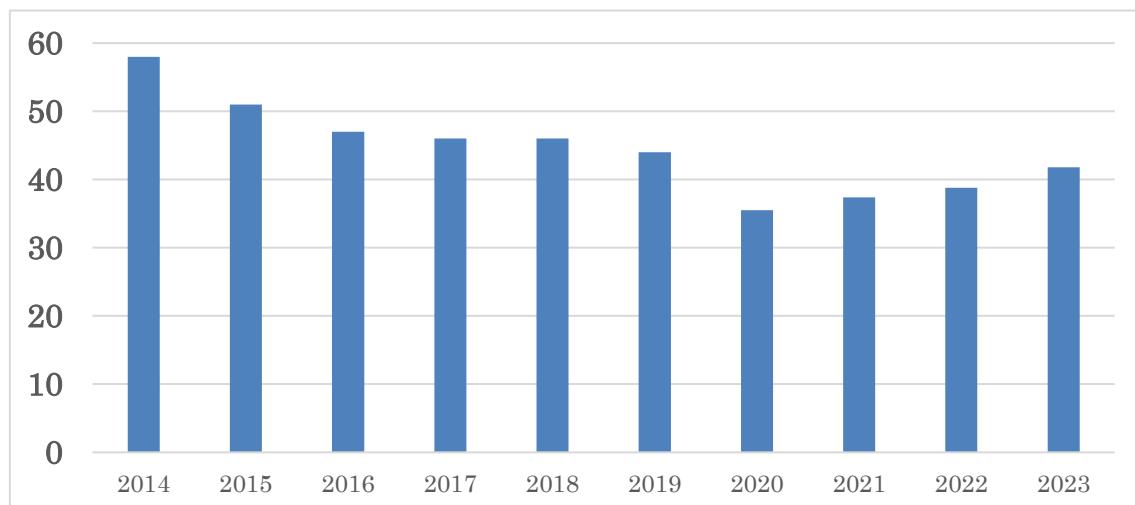
一方、アルジェリアはWTO非加盟国であり、加盟作業中の24か国・地域の一つとなっている。そのため、関税削減交渉、多国間の監視による保護主義的措置の抑止、紛争解決機能など、WTOが提供している各種貿易ツールについて、アルジェリアは対象外であ

り、政府が策定する貿易政策に基づいて、各種輸入規制を自由に設定することができる。貿易障壁に相当する保護主義的措置が導入されれば、アルジェリア市場へのアクセスが難しくなる。ただし、同国は EU（連合協定（EPA））やアフリカ諸国（AfCFTA）と FTA を締結しているため、これらの地域からの輸入品については許可されることもあり、あるいは、減税あるいは無税で入ることもある。その結果、FTA 相手国以外からの輸入品は FTA 相手国からの輸入品、もしくは現地で製造される品目に比べて競争力を大きく失うこととなる。日本企業については、これまで、アルジェリアの炭化水素部門に参入するほか、消費市場としてのポテンシャルを見込み自動車や建設機械、医療機器などの分野で代理店経由の輸出に取り組んできたが、実際のビジネスチャンスはアルジェリアの輸入規制に大きな制約を受けてきた。

具体的には、アルジェリア政府は国内生産を保護するために、物品の輸出入を規定する 2003 年 7 月 19 日付け 03-04 号法令（以降「03-04 号法令」）および 2015 年 7 月 15 日付け 15-15 号法律（以降「15-15 号法律」）に基づき、関税措置や非関税措置を採用している。貿易保護措置としては、輸入割当、関税引上げといったセーフガード措置が認められているが、アンチダンピング措置、補償措置を採用することもある。

加えて、政府は 2009 年以降、国内生産の保護、貿易赤字の解消、外貨準備高減少の抑制を目的に、輸入割当制度、特定の輸入品目を対象とした輸入禁止措置、決済に関する義務付けなど、多数の輸入規制措置を導入してきた。その影響を受け、輸入額は 2020 年まで減少傾向が続いた。（グラフ参照）

（表 2）アルジェリアの輸出額の推移



出所：UNCTAD データからジェトロ作成

（注）10 億ドル、サービスを除く。2023 年は予測額

自動車分野は代表的な例の一つである。同国政府は国内の自動車生産を拡大するため、自動車輸入に対する規制を 2015 年から強化した。同年の 15-15 号法律は輸入割当措置、12 月 6 日付け 15-306 号政令は輸入ライセンス制度とその運用細則を導入した。これらの措置に基づき、政府は 2016 年に新車を対象とした輸入割当制度を開始した。2016 年 1 月

14 日付け商業省の通知書によって、2016 年には輸入割当台数を 15 万 2,000 台に設定したが、実際は 8 万 3,000 台にとどまった。そして翌年に輸入が完全に停止となつた（[2023 年 1 月 30 日付地域・分析レポート参照](#)）。日本企業も大きな影響を受けた。輸入規制導入前の最後の年となった 2014 年には、日系メーカー3 社で合計約 4 万 8,000 台、14% のシェアを確保していたが、輸入規制導入後に輸出ができなくなり、アフリカ大陸内での最大級の取引先を失つた。

その影響を受け、新車の供給不足が深刻化し、国民の不満が高まつたため、2019 年 12 月に当選した現テブン政権は方針を転換し、新車の供給不足の解消を目的に 2022 年 11 月に新車輸入要件を改定し、輸入規制を緩和した（[2023 年 11 月 21 日記事参照](#)）。

医薬品、医療機器分野も典型的な実例である。保健省は 03-04 号法令および 2008 年 11 月 30 日付け省令に基づき、国内で製造されている医薬品および医療機器について輸入禁止措置を導入した。同時に、保健省は、医薬品および医療機器の輸入に関する技術的条件を定義する 2008 年 10 月 30 日付け省令を公布した。この影響で、輸入事業者にさまざまな義務と制限が課された（[2019 年 10 月 30 日調査参照](#)）。その後、政府は輸入制限を目的とした規制の導入を続け、2021 年には医薬品の輸入をメーカーの承認を得ている輸入事業者に限定する条件を導入した。その影響を受け、医薬品の輸入額は 2021 年および 2022 年、12 億ドルで横ばい状態にあり、2019 年比 40% 減を記録した。

しかし、人口増加、コロナ禍後の経済回復など、他の要因と同時に、自動車および他の輸入品目を対象とした輸入規制緩和の動きも見られたため、2020 年以降、輸入額は再び増加傾向にあつた。

輸入規制や税制の紹介

次に、このように輸入規制が頻繁に変更する中、現在はどのような規制や税制が適用されているのか、主要措置を検証する。

1. 関税（DD、droits de douane）

- ・同国の関税率は0%～60%となり、全体として比較的高いレベルに設定されている。
- ・アルジェリアの最恵国待遇（MFN）適用平均関税率は2022年、18.9%だった。農産物の場合は23.7%で、非農産物の場合は18.1%だった。
- ・アルジェリア税関当局の[関税率検索ウェブサイト](#)（フランス語）を活用することが可能。キーワード、またはHSコードで関税率を確認できる。（同ウェブサイトの画面スナップショット参照）

（図1）HSコードでの関税率の確認画面

Tarif douanier

Taxes Ad-Valorem		
Taxe	Taux (%)	Observation
D.A.P.S	120.00	
D.D	30.00	
PRCT	2.00	
T.C.S	2.00	
T.V.A	19.00	

出所：アルジェリア税関当局サイト

例としてHSコード080510のオレンジで検索した場合、上記画面スナップショットのとおり、各種の税が課税される。

DAPS（一時的追徴課税、以下参照）：120%

DD（関税）：30%

PRCT（源泉徴収税、以下参照）：2%

TCS（連帶貢献税、以下参照）：2%

TVA（付加価値税）：19%

2. 一部の輸入完成品に対する高関税率を課す「一時的追徴課税」（DAPS）

- ・アルジェリア政府は 2018 年の財政法に基づき、国際収支の赤字が解消されるまで、トーラー、携帯電話、タブレットなど輸入品目 129 件を対象に、30% もしくは 60% まで関税率を引き上げた。
- ・その後、アルジェリア政府は 2018 年補正財政法および同年 9 月 25 日付け 18-230 号政令に基づき、かつて輸入停止措置の対象だった品目を対象に、代替策として「一時的追徴課税」（droit additionnel provisoire de sauvegarde、DAPS）を導入した。
- ・追徴課税率は 30~200% と高率に設定された。
- ・DAPS 対象主要品目の税率は、生鮮野菜・果物（120%）、食料品（30~120%）、セメント（200%）、プラスチック製品（60%）、紙製品（60%）、衛生用品（30~50%）、カーペット（60%）、蛇口（60%）、家具（60%）、家電（60%）、携帯電話（60%）。
- ・2019 年導入時に、EU など、経済連携協定相手国・地域からの輸入が DAPS の対象となっていたが、2023 年財政法の第 57 条で明確に除外された。（[2023 年 01 月 26 日記事参照](#)）
- ・対象となる輸入品目の詳細は省令などで定期的に公表されている。アルジェリア国内で製造されている食品や日用品などを中心に、2019 年には 1,095 品目だったが、現在、1,060 品目とされている。
- ・2023 年 12 月 19 日付商業・輸出促進省令により、一時的追徴課税（DAPS）の対象となる輸入品目リストから 18 の精肉関連品目が排除された。

3. 源泉徴収税（PRCT）

- ・2022 年財政法の第 113 条に基づき、輸入品を対象に、税率 2% の源泉徴収税（précompte あるいは PRCT）が課される。
- ・同措置の適用範囲は「輸入時の状態で市中流通が可能な製品」。
- ・この源泉徴収税の計算の基礎は、「一時的追徴課税」（DAPS）を除き、各種関税および税金を含む輸入品価格。源泉徴収税は、VAT と同じ条件で税關で徴収される。
- ・この源泉徴収税は、輸入事業者の法人税（IBS）の支払額から控除される。

4. 連帶貢献税（TCS）

- ・2018 年財政法の第 109 条に基づき、輸入品を対象に連帶貢献税（taxe de contribution de solidarité、TCS）が導入された。
- ・2020 年の財政法により 1% から 2% に引き上げられた。
- ・2024 年の財政法により、たばこ製品用に輸入された原材料の場合、同税率は 5% に引き上げられた。

5. 決済関連義務付け

- ・輸入取引全額の前払いは原則不可。しかし、海外との決済取引を規定する中央銀行 2007 年 2 月 3 日付け 07-01 号指示（以降 07-01 号指示）の第 50 条に基づき、取引額の 15% 以内の場合は中央銀行の許可が必要とならないため、その場合に限って可能。
- ・同 07-01 号指示の第 29 条に基づき、サービス、製品を問わず、全ての輸入取引を対象に、公認銀行での手形支払場所指定（domiciliation bancaire）が必要。
- ・民間企業は 10 万アルジェリア・ディナール（AD、約 11 万 5,700 円、1AD=約 1.1 円）の全ての輸入取引に関しては信用状（L/C）での支払いを義務付けたが、2014 年以降、D/P（手形支払い書類渡し）も利用可能となった。
- ・原材料またはスペアパーツもしくは生産性を高める効果を持つ新規設備の輸入に限って、製造業のアルジェリア企業は送金決済（transfert libre、支払い保証としてはスタンダードバイ 信用状（SBLC）との組み合わせも可能、[ジエトロ貿易・投資相談 Q&A 参照](#)）を利用することができるが、同輸入品の転売は禁止されている。また、同輸入品の年間上限輸入額は 400 万アルジェリア・ディナール（AD、約 458 万 5,360 円、1AD=約 1.1 円）にとどまる。
- ・中央銀行は 2007 年 5 月 31 日付け 02-2007 号指示に基づき、ライセンス生産など、特許権におけるロイヤリティを除き、商標権など、一般的なロイヤリティの海外送金を許可しない。
- ・中央銀行の指示により、物品の場合、通関後 360 日以内、サービスの場合、請求書発行日から 360 日以内に原則決済を行う必要がある。

6. 為替手形決済

- ・2021 年財政法の 118 条に基づき、アルジェリア政府は輸入取引を対象に、出荷 45 日後の為替手形決済（paiement à terme）の義務付けを導入した。
- ・しかし、1 年後、2022 年財政法の 170 条によって、同措置が廃止された。

輸入品、輸入取引を対象とした規制の紹介

最後に、輸入品、輸入取引を対象に、どのような規制が適用されているのか、主要措置を紹介する。

1. 自由販売証明（Free Sales Certificate）の提出

- ・アルジェリア商業省は、貨物の輸入者が国内商業銀行で信用状（L/C）を開設する際に、製品生産者（輸出事業者）の原産国・輸出国当局が発行する「自由販売証明書（Free sales certificate）」の提出に関する義務付けを、2018年1月1日から施行した。
- ・自由販売証明書は、輸出產品が発行国の市場で規制を受けずに流通している事実を証明する書類を指し、流通にあたり順法性、安全性、品質が担保されていることを証明するもの。
- ・同措置の適用範囲は「輸入時の状態で市中流通が可能な製品」。加工・組み立て用の部材や原料は対象外。
- ・「自由販売証明書」のフォームは、アルジェリア商業省が提供している。証明書のひな型には原産国・輸出国の「当局」として商工会議所が例記されており、日本からアルジェリアに該当製品を輸出する際には原則日本の商工会議所、日本企業の海外拠点から輸出する場合は、拠点の所在国にある商工会議所で証明書を発行してもらう必要がある。
- ・日本から輸出する食品については厚生労働省（地方局）、飼料、ペットフードおよび飼料添加物については農林水産省、医療機器については特定非営利活動法人の海外医療機器技術協力会（OMETA）、化粧品については日本化粧品工業連合会がそれぞれ自由販売証明書を発給している。

2. 輸入事業者を対象とした追加資料の提出の義務付け

- ・2021年3月9日付け21-94号政令は輸入事業者に対して、同政令および運用細則が定めた原材料および完成品の輸入活動条件ならびに規制を満たす証明書（*certificat de respect*）の取得に関する義務付けを導入した。同運用細則に基づき、輸入事業者は県当局に、輸入品の年間予測計画を提出し、また半年毎に輸入品の販売状況と在庫状況に関する統計報告書を提出する必要がある。輸入事業者はオンラインの専用プラットフォームで同証明書を申請する必要がある。同証明書の有効期限は2年間。
- ・商業・輸出促進省は2005年12月10日付け05-467号政令の第3条および2009年2月25日付け09-03号法の第30条に基づき、原材料および完成品の輸入について、輸入申告書、商業登記簿謄本などの提出を義務付けているが、2022年3月13日に、輸入事業者に対して追加資料の提出義務を導入した。同日から、輸入を行う企業の輸入事業者登録書の写し、公認銀行での手形支払場所指定取得済み請求書の写し、梱包明細書（P/L）の写しを提出する必要がある。
- ・商業・輸出促進省は2022年4月、輸入事業者に対して、アルジェリア国内におけるL/C開設にさらに必要な提出書類の追加を発表した。輸入事業者は、国内で調達が不可能な品目を輸入する場合、アルジェリア輸出振興庁（ALGEX）に当該証明書を申請する必要がある。国内調達が可能な場合には当該証明書が発行されない。当該証明書の有効期限は発行日から30日間となる。医薬品および医療機器、ならびに動植物性の農業資材の輸入は同措置の対象外。
- ・アルジェリア政府は2003年7月19日付け03-04号法令、2015年7月15日付け15-15号法律、2015年12月6日付け15-306号政令および2022年5月25日付け22-201号政令に基づき、輸入事業者は各輸入取引を対象に、各関係省が発行する「輸入ライセンス（*licence d'importation*）」と呼ばれる輸入許可を事前に取得する必要がある。輸入ライセンスを発行する前に、当該関係省はオンライン・プラットフォームを通じて、商業・輸出促進省に意見を求めることが義務付けられている。原則として10日以内に商業・輸出促進省によって提示された意見を得た後に、各関係省は輸入ライセンスを発行する。輸入割当制度の対象ではない品目の場合は、本来発行が拒否されることのない「自動輸入ライセンス（*licence d'importation automatique*）」が発行される。なお、各輸入ライセンスの有効期限は1年間に制限された。

,

3. 自動車など、特定分野を対象とした特定輸入規制

・新車：政府は 2017 年から 2022 年まで、新車輸入ディーラーによる新車の輸入の許可をしていなかった。一方で、新車の供給不足が深刻化し、国民の不満が高まったため、政府は方針を転換し、2022 年 11 月に新車輸入要件を改定した。ブランド数の制限や電気自動車（EV）販売促進の義務化など、前政令によって導入した制度が部分的に廃止された一方、新車輸入ディーラーとしての営業認可の取得や、燃料の種類の制限、メーカー数の制限など、多岐にわたる条件が導入された。2023 年に新車輸入ディーラーを対象とした営業認可の発行が開始され、自動車が 6 年ぶりに輸入された。（[2023 年 11 月 21 日記事](#)、[2022 年 11 月 24 日記事参照](#)）

・医療機器：アルジェリアへの医療機器の輸入は、原則特定の手続きのもとで許可されているものの、アルジェリアで製造され、国内の需要が十分に満たされている場合には、輸入が禁止される可能性がある。医療機器輸入事業者は輸入活動を行うために、保健省設備局が発行するライセンスを取得し、2005 年 9 月付けの保健相の省令によって採用された仕様書を遵守しなければならない。原産国との基準に準拠していることを証明する有効な証明書、原産国の自由販売証明書、CE など有効なマーキング証明書と品質システム証明書、保守（最低 3 年間）とスペアパーツの供給（最低 10 年間）に関する製造者またはその代理人との共同の保証書など、医療機器の輸入に特化した各種規制が適用される。また、医療機器の種類によって、管轄当局が異なり、各種機器の登録（enregistrement）あるいは承認（homologation）の申請手続きが違うので注意する必要がある（「[アルジェリアへの医療機器の輸入に関する調査](#)」参照）。

・食料品：2016 年 6 月 14 日付け法令に基づき、商業省は 2023 年 9 月 12 日付けのコミュニケで、ハラル認証の義務付けについて、対象輸入品目の最新リストを発表した。ハラル認証が必要な主要輸入品目は肉類、動物性脂肪類、飴類、菓子類、動物性添加物、乳製品類、ベビーフード。

4. インコタームズおよび運送

・銀行・金融機関職業協会（ABEF）は 2019 年 12 月 25 日および 26 日付けの通知書に基づき、海上運送の場合は原則本船渡し（FOB）を活用することが指示された。

・運賃込み（CFR）の場合は、公認銀行での手形支払場所指定（Domiciliation）の際に提出される請求書に貨物と輸送の価格を別々に記載し、明確にする必要がある。

・海上運送の場合、輸入事業者は可能な限りアルジェリアの海運企業を優先する必要がある。そのため、輸入事業者は輸入取引を行う前に、第一に国内の船主に連絡し、輸出国と海運サービスの存在を確認しなければならない。

・なお、輸入事業者はアルジェリアの保険会社を通じて保険に加入する必要がある。

5. アラビア語表記

- ・2009年2月25日付け09-03号法律および2013年11月9日付け13-378号政令により、輸入品を対象にアラビア語の表記が義務化された。消費者が理解する他の外国語（主にフランス語と理解してよい）の併記は可能。
- ・商業相の2019年3月付のコミュニケにより、通関中または輸入事業者の倉庫など通関後のアルジェリア国内でもアラビア語表記のステッカー貼付実施が可能だったものの、2020年3月以降は通関前の実施が定められた。

6. バーコード

- ・2021年2月16日付法令に基づき、人間の消費を目的とした輸入品にバーコードをつける義務付けが導入された。
- ・対象製品は消費者向け包装付き製品。企業向け部品、加工用原材料、包装のない製品、免税店向け製品などは対象外。
- ・輸入製品バーコードの発行元は原産国の当局となる。日本の場合は[GS1 Japan](#)が管理。
- ・言語：アラビア語は必須。「消費者がわかる言語」の併載も可能なことから、フランス語もしくは英語も可能と解釈できる。
- ・必要項目：商品名、製造元情報、原産地情報、安全認定情報、取り扱い情報、材料・保管情報、商品の写真など
- ・施行日程：施行中。商業省は元々、官報掲載2年後、すなわち2022年1月2日から同政令の施行を予定していたが、輸入業者が同措置に対応できるよう、施行を2回（2023年3月29日、2023年9月29日）延期した。

7. その他の規制

- ・アルジェリア税関は輸出元の税關当局に提出された輸出申告書を求めることがある。
- ・CEマーキング、米国食品医薬品局（FDA）など、海外市場でよく利用されている有効なマーキングを求める輸入品目（医療機器など）がある。一方、同マーキングが求められなくても、マーキング付きの輸入品の通関が円滑とされている。
- ・2009年財政法の第50条および2020年補正財政法の第57条に基づき、中古の輸入品は原則禁止されている。中古の組立ライン生産用機械（5年以下）、中古の農業機器・機械（7年以下）の場合は輸入可能であるものの、輸入手続きに関する条件が多数付く。
- ・銀行・金融機関職業協会（ABEF）は2024年1月10日、モロッコに寄港した船で運搬された輸入品について、海外からの輸入取引に必要となっている公認銀行での手形支払を停止したと発表。同決定に基づき、モロッコ経由での輸入品の通関は不可。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240014>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所アフリカデスク

27 rue de Berri, 75008 Paris, France

TEL : (+33)(0)1 42 61 27 27

E-mail : prsafrica@jetro.go.jp